

CIT優遇措置制度の改正案

2024年7月

ご一読ください

2024年6月、CIT(法人税)改正案が、一般公募のために、政府の正式Webサイトで公開されました。法案は、2024年10月に国会で審議され、2025年5月に承認される予定です。

改正案では、CIT優遇措置に関する現行の規定に対して様々な修正がなされており、他の法規制とCITの間に不整合があればCITが優先されることが強調されています。

詳細

(i) 優遇措置の適用対象についての改正案

- 優遇措置の対象に、以下の分野を追加します。
 - 自動車の生産および組立
 - 研究開発センター
 - 中小企業への技術サポートの提供、中小企業の育成、中小企業を支援するためのコワーキングスペースの開発
- 投資資本が6兆ベトナムドン以上の新規投資プロジェクトは優遇措置の対象から除外されます。

(i) 優遇措置の対象地域に関する改正案

- 工業団地は優遇措置の対象地域から除外されます。これにより、工業団地における新規プロジェクトおよび事業拡張は、2年間の免税及び4年間の減税の対象ではなくなります。
- 社会的に困難な、または特に困難な地域に位置していない経済区に対する優遇措置の適用が削減されます。

(iii) 事業拡張に関する簡易規制

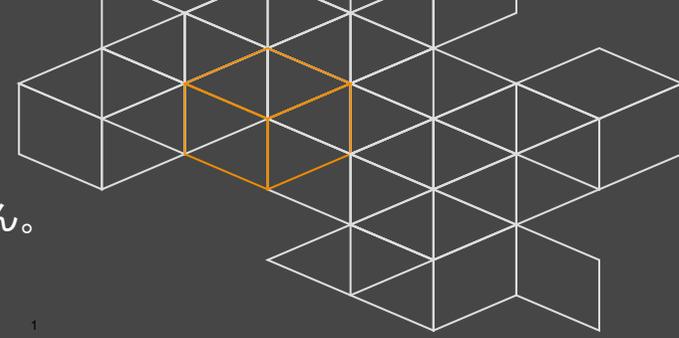
- 適格事業拡張から得られる利益については、既存の投資プロジェクトに適用されている CIT 優遇措置を同様に適用することができます。
- 既存のプロジェクトの CIT 優遇措置が期限切れになった場合でも、当該プロジェクトの拡張投資から得られる利益で、一定の要件を満たすものについては、新規の投資プロジェクトと同様に免税および減税の優遇措置が適用できます(免税および減税の優遇措置は引き続き適用できますが、その後の優遇税率は適用されない点にご留意ください)。

詳細

(iv) 移行措置の拡大

- これまでCIT優遇措置の対象とされていない投資プロジェクトに対して、改正案では CIT優遇措置が適用される可能性があります。
- この改正案が承認されれば、既存の CIT優遇措置の対象となるプロジェクトのみが新しい規定のもとで優遇措置を適用できるという現行の規定に、大きな変更がなされます。

お問い合わせ



本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス:



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure
シニアマネージャー
+84 32 543 6850
kogure.hiroyuki@pwc.com

ホーチミンオフィス:



塚本 裕之 / Hiroyuki Tsukamoto
マネージャー
+84 76 471 6470
tsukamoto.hiroyuki@pwc.com



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



www.pwc.com/vn



©2024 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

If you wish to be removed from our mailing list, please click on the 'unsubscribe' link above.